

「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（案）」及び「環境大臣が定める者の告示（案）」に対する意見募集（パブリックコメント）の結果について

令和 2 年 3 月 27 日
環境省 環境再生・資源循環局
環境再生事業担当参事官室

1. 定めようとしていた命令等の題名

- (1) 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令
- (2) 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）の一部を改正する省令の規定に基づき、環境大臣が定める者の告示

2. 公示した命令等の案の当該公示の日

令和 2 年 1 月 8 日（水）

3. 意見募集方法の概要

- (1) 意見募集の周知方法
電子政府の総合窓口（e-Gov）での公表
- (2) 資料の入手方法
インターネットによる上記ページの閲覧、窓口配布、郵送
- (3) 意見提出期間
令和 2 年 1 月 8 日（水）から令和 2 年 2 月 7 日（金）まで
- (4) 意見提出方法
電子メール、ファックス、郵送
- (5) 意見提出先
環境省環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官室

4. 意見募集の結果

意見提出数：2,854 件

5. 寄せられた御意見の概要及び御意見に対する考え方

別紙のとおり

なお、この意見募集に係る省令（案）及び告示（案）については、現時点では制定しないこととし、実証事業の成果等も踏まえ、引き続き検討を行うことといたします。

以上